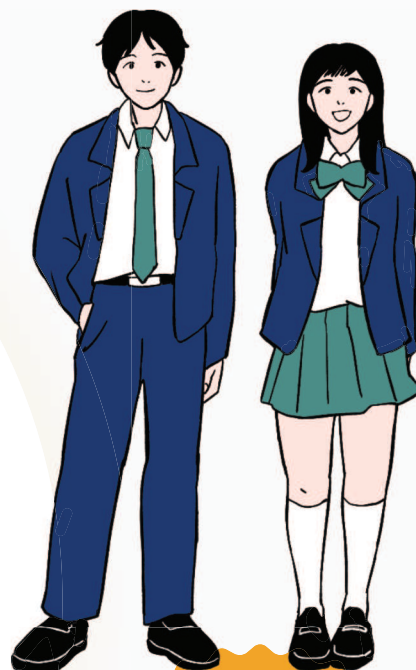


子育て支援医療費助成制度

令和8年9月診療分から 入院医療費の助成 対象を高校生年代 まで拡充します



城陽市

城陽市では子育て世代の経済的負担の軽減並びに児童の健康の保持及び増進を図るため、現行の中学生までの助成対象を拡充し、新たに高校生年代の入院医療費の自己負担額の引き下げを行います。

対象となる児童

18歳に達する日以後
最初の3月31日まで

※城陽市に住民票があり各種健康保険に加入していること
※生活保護や福祉医療費を受給している場合を除く

対象となる医療

保険診療による
入院の医療費

※個室使用料や入院時の食事代は対象外
※学校管理下でのけが等は原則、国の災害共済給付が優先して適用

自己負担額

1医療機関あたり
月200円

※受給資格者が一旦保険診療分を自己負担し、後日、請求により支給分を受け取る償還払い方式

◆受給者証は交付しません



申請の方法

受診された月の翌月以降（2年以内）に、同じ月の領収書をまとめて国保医療課へ申請してください。

- ◆申請に必要なもの
 - ・お子様のマイナ保険証または資格確認書
 - ・領収書の原本
 - ・（健康保険の高額療養費等に該当する場合）支給決定通知書
 - ・（コルセットなどの装具を作成した場合）医師の意見書・装着証明書
 - ・振込先がわかるもの

【お問い合わせ先】

城陽市 国保医療課 医療係 ☎ 0774 - 56 - 4039